

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第43回)
2. 日 時	平成31年3月14日(木) 午前10時～10時50分
3. 議 案	1. 「契約締結前交付書面等の見直し」について 2. その他
4. 主な内容	1. 「契約締結前交付書面等の見直し」について はじめに、事務局から、契約締結前交付書面等の交付及びリスク・手数料等の説明方法の見直し業務フロー案に関する意見照会結果について説明が行われた。 ついで、意見照会結果を踏まえた「契約締結前交付書面の交付及びリスク・手数料等の説明方法の見直し業務フロー(案)」について説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ・ そもそも金融商品取引法施行時、契約締結前交付書面(以下「前書面」という。)を導入した趣旨自体がリスク等を分かりやすく説明することであったはずである。リスク等説明ページに掲載するものは、前書面の記載事項の範疇であり、それを超えるものではないと理解している。もしも、現在の前書面が分かりにくい、若しくは不必要な記載要件になっているのであれば、新しいリスク等説明ページを設けるのではなく、法令改正により、前書面そのものの記載要件を分かりやすく変更することで対処すべきではないか。また、そのうえで、見直した前書面を各社のウェブサイトに掲載し、現行の年1回以上の交付とは別の手段が可能となるならば、有意義であると思う。 ⇒ 仰るとおりと思う。多くのリテール顧客を抱える証券会社や銀行等において、現在、本協会が各社へ提供している前書面の参考様式の記載内容が妥当なものであるかどうかという観点で考え直す必要があると考えている。また、法令で定められている前書面の記載要件自体もどのように見直していくべきか、今後、具体的に議論いただく予定である。 仮に法令で定める記載内容が変わらないとしても、数年前から投資家の裾野を広げていくことは大命題であることが前提である中、シンプルな商品等を中心に、商品特性やリスク等を分かりやすく伝える方法を追及することもポイントだと思っている。 一方、紙で交付することで証券会社が大きなコストを要していることも事実であり、そのコストの割には顧客に届いていないかもしれないという観点から、一部のそうした商品について見直しを行うこととなった。富裕層やホールセールを行う証券会社は従来の方式でも大きな影響は無いか

	もしれないが、リテール顧客を多く抱える証券会社であれば新しい業務フロー案を採用していただくことで今回の検討趣旨に叶うのではないかと 思う。(事務局) ⇒ この後、これまでの意見や今後発生する意見等を参考にしながら、実務面を詰めていくこととなるが、一旦、業務フロー案作成については主査及び事務局で引き取らせていただく。(主査) 上記意見交換後、事務局より、協会のウェブサイトイメージ及び前書面の記載要件等の見直しをお願いしたい事項について説明が行われた。 最後に、本日説明した「業務フロー案」、「ウェブ掲載イメージ」及び「前書面の記載要件につき見直しをお願いしたい事項」について、後日、意見照会を実施する旨の説明が行われた。 2. その他 事務局から、「契約締結前交付書面等の見直し」の検討は一段落したことから、次回以降のWGにおいては「無登録格付に関する説明方法の見直し」及び「英文開示に関する書面交付及び説明方法の見直し」について具体的な議論を進めたい旨の説明が行われた。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。